

医療従事者の需給に関する検討会 第18回 医師需給分科会	資料2
平成30年3月23日	

医師の需給に関するこれまでの経緯

- 昭和45年 「最小限必要な医師数を人口10万人対150人とし、これを昭和60年を目処に充たそうとすれば、当面ここ4～5年のうちに医科大学の入学定員を1,700人程度増加させ、約6,000人に引き上げる必要がある」との見解が示された。
- 昭和48年 「経済社会基本計画」（閣議決定）において、「医科大学については、計画期間中に医科大学（医学部）のない県を解消することを目途として、整備を進める。」（いわゆる「一県一医大構想」）との見解が示された。
- 昭和56年 琉球大学医学部開設により、いわゆる「一県一医大構想」が達成された。
- 昭和58年 「人口10万人対150人」の目標医師数が達成された。
- 昭和61年 「将来の医師需給に関する検討委員会最終意見」において、「当面、昭和70年（平成7年）を目途として医師の新規参入を最小限10%程度削減する必要がある。」との見解が示された。
- 平成5年 医学部入学定員が7,725人となった（昭和61年からの削減率7.7%）。
- 平成6年 「医師需給の見直し等に関する検討委員会意見」において、「昭和61年に佐々木委員会が最終意見で要望し、大学関係者も昭和62年に合意した、医学部の入学定員の10%削減が達成できるよう、公立大学医学部をはじめ大学関係者の最大限の努力を要望する。」との見解が示された。
- 平成9年 「財政構造改革の推進について」（閣議決定）において、「医療提供体制について、大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ、引き続き、医学部定員の削減に取り組む。」との見解が示された。
- 平成10年 医学部入学定員が7,705人となった（昭和61年からの削減率7.8%）。
「医師の需給に関する検討会報告書」において「新規参入医師の削減を進めることを提言する。」との見解が示された。

- 平成 18 年 「医師の需給に関する検討会報告書」において、「すでに地域において医師の地域定着策について種々の施策を講じているにも係わらず人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、さらに実効性のある地域定着策の実施を前提として定員の暫定的な調整を検討する必要がある。」との見解が示された。
「新医師確保総合対策」（地域医療に関する関係省庁連絡会議）において、「医師不足県における医師養成数の暫定的な調整」等を容認するとの見解が示された。
- 平成 19 年 「緊急医師確保対策」（政府・与党）において、「医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成」を推進するとの見解が示された。
- 平成 20 年 「経済財政改革の基本方針 2008」（閣議決定）において、「早急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する。」との見解が示された。
- 平成 21 年 「経済財政改革の基本方針 2009」（閣議決定）において、「地域間、診療科間、病院・診療所間の医師の偏在を是正するための効果的な方策及び医師等人材確保対策を講ずる。」との見解が示された。
- 平成 22 年 都道府県の地域医療再生計画等に基づき地域医療等に従事する明確な意思を持った学生に対して奨学金を給付する「地域枠」の制度が開始された。
「新成長戦略」（閣議決定）において、「医師養成数の増加、勤務環境や処遇の改善による勤務医や医療・介護従事者の確保とともに、医療・介護従事者間の役割分担を見直す。」との見解が示された。
- 平成 27 年 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（閣議決定）において、「人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制の構築に資するよう、地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について、検討する。」との見解が示された。

平成 28 年

「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」の「中間取りまとめ」における当面の医学部定員の基本的方針として、

- ・平成 29 年度から 31 年度までの追加増員について、各都道府県からの追加増員の要望に対しては、これが本当に必要な増員であるかどうかについて、慎重に精査していく。
- ・平成 20・21 年度から 29 年度までの暫定増について、当面延長する。
- ・平成 32 年度以降の医師養成数について、「今回の医師需給推計の結果や、これまでの医学部定員の暫定増の効果、今回の見直しによる医師偏在対策の効果等について可能な限り早期に検証を行い、平成 22 年度から 31 年度までの暫定増の取扱いも含め、結論を得る。」とされた。